京　都　大　学　企　画　委　員　会　規　程　等　新　旧　対　照　表

改　正　前	改　正　後
京都大学企画委員会規程 **（平成１６年達示第６４号）** （前　略） 第７条　担当理事は、委員会における審議経過を役員会に説明するとともに、役員会が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要その他必要な事項を部局長会議及び必要に応じて経営協議会若しくは教育研究評議会に報告するものとする。 （後　略）	第７条　担当理事は、委員会における審議経過を役員会に説明するとともに、役員会が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要その他必要な事項を部局長・学系長会議及び必要に応じて経営協議会若しくは教育研究評議会に報告するものとする。 附　則（令和８年達示１０２号） この規程は、令和８年１１月１日から施行する。
京都大学施設整備委員会規程 **（平成１６年達示第６５号）** （前　略） 第７条　担当理事は、委員会における審議経過を役員会に説明するとともに、役員会が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要その他必要な事項を部局長会議及び必要に応じて経営協議会若しくは教育研究評議会に報告するものとする。 （後　略）	第７条　担当理事は、委員会における審議経過を役員会に説明するとともに、役員会が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要その他必要な事項を部局長・学系長会議及び必要に応じて経営協議会若しくは教育研究評議会に報告するものとする。 附　則（令和８年達示１０２号） この規程は、令和８年１１月１日から施行する。
京都大学財務委員会規程 **（平成１６年達示第６６号）** （前　略） 第７条　担当理事は、委員会における審議経過を総長又は役員会に説明するとともに、総長又は役員会が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要その他必要な事項を部局長会議及び必要に応じて経営協議会若しくは教育研究評議会に報告するものとする。 （後　略）	第７条　担当理事は、委員会における審議経過を総長又は役員会に説明するとともに、総長又は役員会が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要その他必要な事項を部局長・学系長会議及び必要に応じて経営協議会若しくは教育研究評議会に報告するものとする。

改　　正　　前	改　　正　　後
国立大学法人京都大学教員選考規程 **（平成２８年達示第７６号）** （前　略） （部局長会議への報告） 第２１条　全学教員部会議は、全学教員部における教員選考結果について、部局長会議に報告する。 （後　略）	附　則（令和８年達示１０２号） この規程は、令和８年１１月１日から施行する。 （部局長・学系長会議への報告） 第２１条　全学教員部会議は、全学教員部における教員選考結果について、部局長・学系長会議に報告する。 附　則（令和８年達示１０２号） この規程は、令和８年１１月１日から施行する。